

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）最終案の概要

平成27年11月
府民生活部
(人権啓発推進室)

1 策定の趣旨

京都府では、平成17年に策定した「新京都府人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育・啓発の取組を推進してきているが、不当な差別や偏見などが依然として存在しているほか、社会経済情勢の変化に伴う新たな人権問題も顕在化していることから、これまでの取組や成果を踏まえ、引き続き積極的に人権教育・啓発を推進するため、策定するもの。

〔※現計画の目標、位置付け、目標達成のための手法などの考え方は基本的に継承し、現計画策定時以降の社会情勢等の変化に伴い顕在化している問題等を反映〕

2 計画の概要

目 標	「明日の京都」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、人権という普遍的文化を京都府において構築すること。
計画期間	平成28年1月から平成38年3月まで（※必要に応じて見直し）
位置づけ	人権教育・啓発推進法に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの

3 計画の主な内容

第1章 はじめに

▶ 人権教育・啓発に係るこれまでの取組状況

国際的な人権尊重の流れや国内の動向等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として「人権教育のための国連10年京都府行動計画」、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、取組を推進

第2章 計画の基本的な考え方

計画の目標実現に向けた基本的な考え方と人権教育・啓発推進に関する基本方針を明確化

▶ 計画の目標実現に向けた基本的な考え方

一人ひとりが(の)

- ・ 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること。
- ・ 能力を発揮し、幸福を追求できること。
- ・ 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと。

▶ 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

第3章 人権問題の現状等と今後の取組の方向

▶ 人権問題項目

「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害のある人」「外国人」
「ハンセン病、感染症、難病患者等」「犯罪被害者等」

<さまざまな人権問題>

「ホームレス」「性同一性障害、性的指向」「刑を終えて出所した人」
「アイヌの人々、婚外子、識字問題」「北朝鮮当局による拉致問題等」

<社会情勢等の変化により顕在化している人権に関わる課題>

「インターネット社会における人権の尊重」「個人情報の保護」
「安心して働ける職場環境の推進」「自殺対策の推進」

〔※子どもの貧困、SNS等によるいじめ、ヘイトスピーチ、ワーク・ライフ・バランス、
マタニティハラスメント等は、それぞれ該当する項目に記述〕

第4章 人権教育・啓発の推進

▶ 人権教育・啓発の推進に当たっては、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進」を通して、持続的かつ継続的に実施

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
「保育所・幼稚園・認定こども園」、「学校」、「地域社会」、「家庭」、「企業・職場」
- 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進
「教職員・社会教育関係職員」、「医療関係者」、「保健福祉関係者」、「消防職員」、
「警察職員」、「公務員」、「メディア関係者等」

▶ 相談機関相互の連携・充実

府民が人権問題に直面した際に身近に相談でき、迅速・的確な救済につながるよう、各相談機関等によるネットワークの強化と相談機能向上のための研修の充実
様々なメディア等を活用した相談機関の一層の周知と相談状況の啓発等への反映

第5章 計画の推進

▶ 全庁的な組織である「京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」が中心となって、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進するとともに、国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係を構築し、さまざまな機会を通じて、連携・協力して人権教育・啓発を展開

▶ 毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定し、施策の実施状況を外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において、評価や施策の点検を実施